

令和5年第3回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年3月7日 開会

令和5年3月7日 閉会

令和5年第3回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月7日（火）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 令和4年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (5) 青年等就農計画認定申請に関する意見について
- (6) 令和5年度山武市農作業別標準賃金（案）について
- (7) 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止について
- (8) 山武市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
- (9) 山武市農地利用最適化推進委員候補者の委嘱について
- (10) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

出席事務局職員（4名）

-
- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 令和4年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第8 議案第5号 青年等就農計画認定申請に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 令和5年度山武市農作業別標準賃金(案)について
- 日程第10 議案第7号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止について
- 日程第11 議案第8号 山武市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
- 日程第12 議案第9号 山武市農地利用最適化推進委員会候補者の委嘱について
- 日程第13 協議 山武市農業委員会選出役職員について

令和5年3月7日 山武市農業委員会 会長 井野 敬一

- ◎開 会
- 議長** これから令和5年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。お諮りいたします。
- 日程第1の会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長** 御異議なしと認めます。会期は、本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号8番増田千代子委員及び議席番号11番中山彦郎委員を指名いたします。

◎報 告 (事務局説明)

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。
申請番号1について、地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
第1号議案の番号1について説明させていただきます。
譲受人はこの畑を以前より耕作しておりまして、現在、ソラマメ、レタス等を栽培しています。
譲渡人については、高齢のため規模縮小ということで、何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に補足説明を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。
ただいま布施推進委員が申し上げましたとおりでございまして、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方の

挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。
申請番号2について、地区担当推進委員の伊藤委員に説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第1号、申請番号2について説明させていただきます。
この案件は、売買による所有権移転となります。
譲渡人は経営規模縮小のためと、譲受人は自分の耕作地に近いので利便性が良いためとなっております。
譲渡人のほうは相続でこの土地を引き継ぎまして、作業をするにはちょっと遠いということで今回の話になったようです。
もともと譲受人が長年借りておりまして、譲渡人の父と譲ってもらった交渉をしていたそうで、ところが、話がまとまる前に亡くなられてしまって、その後、相続したという人がいたんですが、その人もまたすぐに亡くなってしまったため、今回、時間を置いて売買の申請に至ったそうです。
もともと借りているところですので、全く問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員に補足説明を求めます。

藤田委員 議席番号14番の藤田です。
ただいま、推進委員の伊藤さんのほうから説明があったとおりです。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願ひいたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたします。
申請番号3について、地区担当推進委員の今関委員に説明を求めま
す。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。
議案第1号の番号3について御説明申し上げます。
売買による所有権移転でございます。
この圃場は、譲渡人の親戚の方が自家用畑として数年前まで耕作し
ていましたが、今はできなくなり、3年前より譲受人が隣接地でネギ
を栽培していますので、この続きで現在もネギを栽培しております。
地元としては何ら問題はありませので、よろしくお願ひします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に補足説明を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関でございます。
推進委員の今関さんの説明のとおりでございます。私も先日、圃
場を見てまいりましたが、全く問題ないと見てまいりました。
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願ひします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたします。

申請番号4について、地区担当推進委員の鈴木委員に説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

4号について説明をいたします。

この案件は、贈与でございます。親子関係の贈与でございますが、何ら問題はないと思います。

農地に関しましては、きれいにされていまして、十分管理されていると思うので、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員に補足説明を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

ただいま、鈴木推進委員さんから説明のありましたとおりで、私も先日現地を見てまいりましたけれども、何ら問題ないと思われま

す。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたします。

申請番号5について、地区担当推進委員の鈴木委員に説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当委員の鈴木でございます。

5番の案件について御説明をいたします。

贈与です。面積が5㎡ということで、譲受人と譲渡人さんは親戚関係で、譲渡人さんのほうが甥になるそうです。

5㎡の畑がちょこっとあったらしいんですけど、ハウスの出入口が5㎡に当たるので、親戚関係ですので贈与という形になりました。

現地を昨日見てきましたが、きれいになっておりまして、何ら問題もないと思われますので、よろしく願いをいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員に補足説明を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

ただいま鈴木推進委員さんから説明のあったとおりです。

私も先日現地を見てまいりましたけれども、何ら問題ないと思われ
ます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号6について、地区担当推進委員の古谷委員に説明を求めま
す。

古谷推進委員

地区担当推進委員の古谷です。

議案第1号、番号6について説明いたします。

所有権の移転でありまして、譲渡人は、数年前に両親が亡くなり、
その土地を相続したんですけれども、遠方に住んでいるために耕作が
できないと。譲受人は、もう数十年前からこの土地を借りていまして、

譲渡人の親も、面積がそんなにないからそのまま譲りたいという話であったものですから、譲受人に所有権を移転するということになりました。

よろしくをお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号 11 番中山委員に補足説明を求めます。

中山委員 議席番号 11 番の中山でございます。
概要につきましては古谷推進委員のほうからお話があったとおりでございます。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思われまます。
よろしくお願いたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第 1 号、申請番号 6 について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定をいたします。
申請番号 7、8 及び 9 については、申請場所が隣接し、譲受人が同一の案件であります。
お諮りいたします。申請番号 7、8 及び 9 については一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認め、申請番号 7、8 及び 9 は一括審議といたします。
申請番号 7、8 及び 9 について、地区担当推進委員の堀越委員に説明を求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。

7、8、9に関して説明いたします。

現地を3月3日、見てまいりました、何の問題もありませんでした。

この3件、8番に関しては、所有者、3名になっていますけれども、この方、譲渡人の理由は、高齢、また居住地が遠隔地ということで譲受人のほうに耕作を依頼していたと。きれいに保全のほうはなされているというような結果でした。

なおかつ、こちらに関しましては、隣接地及び地区としましても全く問題のない売買であるというように確認してまいりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に補足説明を求めます。

雲地委員

議席番号3番、雲地です。

今、申請番号の7、8、9に関してなんですけれども、推進委員の堀越さんの説明どおり、問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号7、8及び9について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたします。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第2号、申請番号1について、事務局の概要説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。

布施推進委員 地区担当委員の布施です。
第2号議案の番号1について説明させていただきます。
転用を伴う売買による所有権移転です。
先ほど、現地を確認してきましたが、周りは住宅地に囲まれておりまして、まとまった農地もなく、何ら問題がないと思います。
譲渡人については、高齢のため規模縮小ということです。よろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の廣口委員の報告を求めます。

廣口委員 議席番号5番の廣口です。
先ほど、現地を確認してまいりました。
本件は、第2種農地への太陽光発電施設の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまふ。
農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であると思われまふ。
よろしくお願ひします。

議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
本件については許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めまふ。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

申請番号2について、事務局の概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員に説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。
第2号議案、2番について説明いたします。
先ほど、現地確認をまいりました。
譲受人は、現在、従業員用駐車場として使っている場所を、ほかの
事業で使うために別の所に駐車場を探していたところ、すぐ近くの田
んぼが今年から休耕になることを知り、売買により譲り受けたいとの
ことです。
駐車場ではありますが、用水路に隣接しているため、土砂の流出に気
をつけるとのことでした。
周りに農地もないことから、問題はないかと思われます。
よろしくお願ひします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の廣口委員に報告を求めます。

廣口委員

議席番号5番の廣口です。
先ほど、現地確認をまいりました。
本件は、第3種農地への駐車場の建設であり、信用、資力、周辺農
地への影響等において問題ないと思われます。したがって許可相当と
思われます。
よろしくお願ひします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了します。採決いたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいたします。

申請番号3について、事務局の概要説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の高宮委員に説明を求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号3について説明します。

この申請は、2024年開通を予定している松尾横芝インターから大栄ジャンクションまでの、圏央道建設に発生した土砂を一時転用し、仮置き場とするものです。

周りは山林であり、土砂流出防止用の工事用フェンスで囲むということです。

土砂の量は約10,000 m³、大型ダンプで約1,000台分となります。この土砂は、埋め戻し等の工事に使うと聞いています。

周辺住民の方々への説明済みであり、地元としても何ら問題がないと思われまます。

よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
現地調査員の高野委員に報告を求めます。

高野委員 議席番号7番、高野です。

今、高宮委員から説明があったとおり、この会議の始まる前に、会長ほか4名の委員でこの現場を見てきました。

一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するために、許可相当と思われまますので、よろしく願いします。

議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいた
します。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、令和4年度第12次農用地利用集積計画(案)
の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認め、この議案は一括審議といたします。
事務局の議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第3号、令和4年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定に
ついてを原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしま
す。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。
事務局の議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号1について、地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。番号1について説明いたします。更新です。
夫婦2人で露地野菜、施設野菜の栽培を行っています。
今後は、施設、ハウスにトマトを導入して、収益の向上を図っていくそうです。
よろしくお願いいたします。

議長 番号2について、地区担当推進委員の十川委員に説明を求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。番号2について説明いたします。
花屋さんです。法人にしていまして、前は父親が代表で、現在、父親が亡くなってから、今、息子さんが頑張っていてやっていますので、何の問題もないと思います。
よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号3について、地区担当推進委員の山下委員の説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。番号3について、説明します。
これは家族経営協定を結んでおるため、親子の連名にて申請してあります。更新です。

有機野菜を中心に栽培しております。親子4人で規模拡大を順調に図っておるので、よろしくお願いします。

議長 番号4について、地区担当推進委員の小川委員の説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。番号4について説明させていただきます。更新です。

主要作物は水稻に、妻と母と3人で経営しております。

水稻を中心として、これからも露地栽培を維持するという事で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 番号5について、隣接地区推進委員の布施委員の説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。番号5について説明させていただきます。新規です。

主要作物は稲作です。

現在、妻と水稻を中心に行っていて、これからも規模拡大して頑張っていきたいと申ししておりました。

どうぞよろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたします。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
地区担当推進委員の椎名委員に説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
1番について御説明いたします。
1番の方は、横芝光町におきまして、6年ですか、ネギの生産に携わっていましたが、今年から独立し、個人で始めたいということで、新規就農、頑張っていますので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第5号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定をいたします。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、令和5年度山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件については、原案のとおり決定することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については原案のとおり決定をいたします。

◎議案第7号

議長

日程第10、議案第7号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第7号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止について、原案のとおり廃止の告示をすることに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり廃止の告示をすることに決定をいたします。

◎議案第8号

議長

日程第11、議案第8号、山武市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第8号、山武市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、原案のとおり改正することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり改正することに決定をいたします。

◎議案第9号

議長

日程第12、議案第9号、山武市農地利用最適化推進委員候補者の委嘱についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
本議案は人事案件につき、質疑を省略し採決したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。議案第9号、山武市農地利用最適化推進委員候補者の委嘱についてを採決いたします。
この候補者を適任と認めることに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、推薦された候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定をいたします。

◎協 議

議長 日程第13、協議、山武市農業委員会選出役員についてを議題といたします。
事務局に協議事項の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
山武市農業再生協議会会員につきましては、農業委員会の改選に伴い、昨年5月の総会で、議案の一覧表のとおり、私、井野敬一と、藤田委員、佐藤委員、齊藤委員の4名を選出いたしました。
改選から間もないことから、この4人を推薦したいと思いますが、御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。
お諮りいたします。現在の委員を次期委員として推薦することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認め、現在の委員を次期委員として報告をいたします。

◎議案第10号

議長 予定されていた日程は終了いたしました。机上に配付した議案のとおり追加議案1件の提出がありましたので、これを受理いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたします。
追加日程第1、議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画(案)の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認め、この議案は一括審議といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり承認することに御異議ない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしま
す。

◎その他

議長 以上で本日の議案審議等は全て終了いたしました。
その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

◎閉 会

議長 ないようですので、以上で、本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は、4月5日水曜日、大会議室を予定しております。御
参集のほどよろしく願いいたします。